

令和5年度 一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会事業計画

一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会（以下「地域密着協」という。）は、平成23年4月、京都市内の地域密着型サービス事業所が、利用者に対して質の高い、尊厳ある個別ケアを提供することなどを目的として、原則として社会福祉法人が運営する事業所を会員とする任意団体として発足しました。

平成25年4月1日には、設立当初からの目標であった一般社団法人の設立登記を完了し、医療法人、株式会社等の運営主体を問わず、市内の全ての地域密着型サービス事業所などを対象会員とする新たな協議会としてのスタートを切りました。

令和4年度は、長引く新型コロナウイルスの感染拡大のなかで、オンラインやオンラインと会場とのハイブリッド方式などを活用しながら、サービス種別ごとの各委員会において、研修や事例検討、京都市との連携を密にしながらの情報交換などに取り組むとともに、第8期京都市民長寿すこやかプランに新たな取り組みとして位置づけられた、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーの養成研修を令和3年度に引き続き受託しました。

また、京都市から地域密着型サービス資格研修を継続して受託するとともに、京都市域京都府リハビリテーション支援センターとの合同研修会や「介護サービスと地域づくりをつなぐ～地域密着型サービスの実践～」などをテーマとする全体研修会を開催しました。こうした取り組みのなかで、令和5年2月末現在の正会員は148事業所となっています。

国においては、令和6年度の介護保険制度改正に向けて社会保障審議会介護保険部会が、令和4年12月20日に、介護保険制度の見直しに関する意見を取りまとめ、次期計画期間中に2025年を迎えますが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方であり生産年齢人口が急減するなかで、地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要とされています。

そのなかで、「単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせる複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪

問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。」とされています。

これを受けて京都市では、この新たな複合型サービスの情報収集や今後の対応を検討するため研究会を設置され、当会への参画依頼があり検討が始まっています。今後とも京都市や関係団体と連携しながら、今後の動きを注視していきたいと思えます。

京都市においては、一昨年、第8期京都市民長寿すこやかプランを策定され、現在、令和6年度から8年度を計画期間とする第9期プランの検討が始まっています。第8期プランでは、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウイズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があるとされています。

こうした考えのもと、介護が必要な状態になっても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりなどに取り組むこととされています。

具体的には、ウイズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進を総論とし、1) 高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり、2) 認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実、3) 住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実が掲げられ、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型活動拠点等への配置を進めていくとされています。

当協議会としては、会員事業所がそれぞれの地域の地域包括支援センターと連携して、認知症予防やサロン活動などに取り組むことや、各事業所での利用者との関わりのなかで、必要に応じて地域包括支援センターに紹介する、センターの職員に事業所に直接来てもらって面談してもらうといった、地域包括支援センターのプランチ的な役割を果たすことなども重要と考えております。京都市が養成されるコミュニティケアワーカーがこうした役割も含めて効果的な地域支援を行えるよう、引き続きその養成や活動支援などに取り組んでいきたいと思えます。

また、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築のなかで、身近な地域におけるサービス拠点としての地域密着型サービス事業所が果たす役割は今後ますます大きくなることと認識しており、市内の全ての事業所が同じ方向性を持ちながら、地域との交流を深め、質の高いサービスが提供できるようにこれまでの取り組みを継続していきます。

さらに、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間の在宅生活を支えるサービスについては、一定の数は整備されたものの、経営面やサービス内容の質などにおいて課題が多く、京都市全体の質を向上させるため、会員以外

の事業所にも参加してもらえる公開研修や情報提供の機会を増やしていきます。

認知症への取り組みとして、京都府においては、新・京都式オレンジプラン(第2次京都認知症総合対策推進計画)を2018年度に策定され、医療・介護・福祉等関係機関が連携し、認知症の早期発見・早期対応、認知症ケアの充実や家族への支援など、関係機関・団体等の役割の明確化を図るとともに、府民、関係団体、行政、事業所それぞれの行動指針とされています。この計画期間は2023年度までであり、今年度から来年度にかけて、次期計画の策定に向けて、新規・重点事項や6つの個別方策の検討が行われております。当協議からもそのワーキングチームに参画しており、今後とも協議会としての役割を果たしていきたいと思っております。

また、認知症の人本人による発信の機会を拡大していくため、ともに啓発活動を行っていただく認知症のご本人を、地域版希望大使(外部リンク)である「京都府認知症応援大使」に委嘱されました。

京都市においては、認知症の人やその家族を支えるため、地域包括支援センター、区役所・支所及び警察署が連携し、認知症により行方不明リスクのある高齢者について事前に家族等から相談を受けて把握し、家族や地域の関係者で行方不明になることを防ぐための見守り支援を検討するとともに、いざ行方不明となった場合には発見協力依頼を地域ネットワークへ迅速に情報提供する仕組みを運用されています。また、認知症について知っておきたい基礎知識や、本人・家族向けアドバイス、認知症の人が利用できる京都市の制度やサービス等の情報をまとめたガイドブックも作成されました。

地域密着型サービスは、認知症の方が多く利用していただいております。今後とも京都府や京都市のこうした取り組みなどの検討を行う会議などに参画するとともに、現場の実情や意見を行政に伝える役割を果たしていきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年の年明けから第6波による急激な感染拡大により、会員事業所においても多くの陽性者が発生し、濃厚接触者となる職員も増加するなかで厳しい事業運営を強いられ、やむなく通所事業を休止される事業所も多くなりました。そうしたなかでも小規模多機能型居宅介護事業は、その事業の性質から登録者の生活に必要な介護・相談援助サービスを包括的・総合的に担っていることから、要配慮者への安否確認や必要な支援を継続させることが不可欠であり、その旨を依頼する通知を発出しました。

その後、さらに規模の大きな第7波、第8波と感染が続くなかで、たいへん厳しい事業運営が続きましたが、利用者とその家族の地域での生活を支える活動を継続してきました。そして、令和5年2月に新規感染者がようやく減少するなかで、国は5月8日に感染症法上の位置づけを5類とすることを決定しました。しかしながら、高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、重症化リスクが高いことから、引き続き感染予防に努めなけ

ればなりません。今後も京都市からの感染予防対策や関連情報の提供に努めるとともに、その状況に応じた対応等について協議を行い、地域での利用者の暮らしに支障がないように取りくみを継続していきます。

また、協議会の日常的な委員会活動や研修などについては、今後の感染状況を踏まえつつ、コロナ禍前の対面での活動を基本とし、オンラインの利便性も考慮しながら、併用を行うなどの工夫をすることにより、より多くの方に参加していただけるようにしていきたいと思います。

最後に、今後の協議会活動を充実・発展させるためには、多くの関係団体との連携をさらに深めることにより研修の共同開催などに取り組むとともに、より多くの地域密着型サービス事業所に参画していただき組織率を上げることも必要です。

広報委員会において、ホームページを活用して情報発信の機会を増やすとともに、入会促進を目的としたパンフレット等を活用して、より積極的かつ効果的な広報活動を展開して、賛助会員も含めて会員拡大を目指すこととします。

今年度の会務運営及びそれぞれの委員会、プロジェクトなどについては、以下の内容に取り組みます。

1 会務運営

- ① 正副会長会を毎月1回開催し、理事会に向けての調整や意見交換を行います。
- ② 理事会を8回開催し、法人の業務執行の決定などを行います。
- ③ 定時会員総会を2回（5月と3月）開催するとともに、必要に応じて臨時会員総会を開催します。

2 小規模多機能委員会

- ① 2か月に1回、花園大学社会福祉学部の福富昌城教授をスーパーバイザーとして、事例検討会・ケアマネ情報交換会を開催します。
- ② 2か月に1回、小規模多機能事業所の介護職員を対象とした情報交換会及び感染状況を鑑みて他施設見学を行います。
- ③ 2か月に1回、小規模多機能事業所の管理者・計画作成担当者を対象とした情報交換会を行います。
- ④ 現任の計画作成担当者及び管理者を対象として、フォローアップ研修を行います。

3 地域密着訪問系委員会

- ① 市内で夜間対応型訪問介護事業と定期巡回随時対応介護看護事業を実施している事業所が集まり、委員会を開催し、主に事業運営に関わる課題等について検討、

意見及び情報交換などを行います。

- ② 上記の委員会とは別に事業所間の交流を深めるため、年3回の交流研修を開催し、従事者の資質向上を図る場として、また委員会で出された課題等に係る具体的な検討策を検討する場として実施していきます。
- ③ サービスの利用を促進していけるよう成功事例を集約し、PR方法を検討します。
- ④ 次期法改正を見据え、情報収集しながら事業展開の在り方について検討します。

4 地域密着居住系委員会

- ① 地域密着居住系委員会は、地域密着型特養とグループホームの合同委員会であり、2カ月に1回（奇数月の第3水曜日）定例部会を開催します。
- ② 事例検討会を、2か月に1回、偶数月に開催します。
- ③ 新型コロナの感染状況もみながら、事業所の見学を1回行います。

5 地域密着通所系委員会

- ① 原則として3カ月に1回、各事業所の日常の情報交換を行い、相互の連携を図りながら、地域に密着した通所介護事業の専門性を高めていきます。
- ② 他施設を知り、自施設を振り返るという有意義な機会となる施設間交換研修を実施するとともに、講師を招いた事例検討会を年2回開催します。

6 研修プロジェクト

- ① 京都市地域密着型サービス等研修（資格研修）事業の受託

- ・認知症介護サービス事業開設者研修
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ② 地域生活の継続を可能とする介護職リーダー育成研修プロポーザルへの参加

令和3年度から、第8期京都市民長寿すこやかプランのなかの充実施策として、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などのリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）養成のための研修の実施が盛り込まれました。

当協議会は、令和3年度、4年度とその受託団体を決めるプロポーザルに参加して選定され、5回シリーズの研修会を開催し、併せて33名のコミュニティケアワーカーを養成しました。今年度も京都市のプロポーザルによる受託団体の募集に応募します。また、この研修を受講された方を対象として、今後の地域での活動に活かせるようフォローアップ研修を開催します。

③ 合同研修会

これまで、小規模多機能委員会と地域密着居住系委員会の合同研修会として実施してきましたが、他の委員会とも重複する課題等も多く、連携していくことが必要であり、委員会の枠を超えた合同の研修会を4回開催します。

また、昨年度から開催しているBCP（業務継続計画）作成連続講座を継続し、会員事業所の災害対策を支援します。

小規模多機能委員会と地域密着居住系委員会は、重複する課題等も多く、連携していくことが必要であり、両委員会で研修委員会を構成し、合同の研修会を4回開催します。

研修会の企画、準備等を行うとともに、研修ニーズの把握、研修の企画を行うための研修委員会を必要に応じて開催します。

④ 地域包括ケア全体研修会

行政や関係団体、当協議会に未加入の地域密着型サービス事業所などを対象として、地域包括ケアシステムを構築していくなかで地域密着型サービスの果たす役割やあり方などを学ぶ公開研修会を3回開催します。

⑤ 京都市域京都府リハビリテーション支援センターとの共同研修の検討

一昨年度から実施した、京都市域京都府地域リハビリテーション支援センターとの共同研修の継続実施を検討します。

7 政策提言プロジェクト

- ① 京都市の第8期プランの実現に向けて、地域密着型サービス利用者の利用実態やニーズに関するデータの提供や、それに基づいた政策提言などができるように課題に応じたプロジェクトチームを設置して調査、研究活動に取り組みます。
- ② 京都市の第8期プランのなかで、担い手確保に向け、当協議会をはじめとする関係団体との連携による取組を検討するとされており、そのための研究会に参加して現場の実情や今後のあり方についての研究、提言などを行います。
- ③ 次期制度改正に向けて京都市が設置された新たな複合型サービスの研究会に参画して情報収集に努めるとともに、会員にその情報を提供することなどを通じて会員からの意見などを集約して、京都市に対して提言や提案をしていきます。

8 広報委員会の取り組みと組織基盤の強化

会員はもちろんの事、未加入の事業所や一般の方々にも、協議会の活動内容やサービス内容などを知って頂くためには広報活動が重要であり、令和3年10月に加入促進を目的とするパンフレットを再製作しました。

広報委員会を中心に積極的な広報活動を展開することにより、賛助会員も含めて会員拡大活動に精力的に取り組むこととします。また、協議会のHPの更新や内容の充

実、ブログ等による情報配信の機会を増やすため、各委員会と共にその他の情報発信方法についても検討していきます。

9 行政及び関係団体への委員等の派遣

京都市をはじめ、京都地域包括ケア推進機構などの関係団体からの要請に応じて、各種委員会に委員を派遣して、連携を深めていきます。

以 上